

一人で悩まず
相談してください!!

まずは
相談を...



= DV に関する相談窓口 =

実施機関の名称	受付日時	電話番号
けいざつ総合相談センター	月～金 8:30～17:15	048-822-9110 または #9110
埼玉県警察犯罪被害者相談センター (犯罪被害ホットライン)	月～金 8:30～17:15	0120-381-858
最寄りの警察署 ～24時間対応～		
浦和警察署 048-825-0110	鴻巣警察署 048-543-0110	熊谷警察署 048-526-0110
浦和東警察署 048-712-0110	川越警察署 049-224-0110	深谷警察署 048-575-0110
浦和西警察署 048-854-0110	東入間警察署 049-269-0110	寄居警察署 048-581-0110
大宮警察署 048-663-0110	所沢警察署 04-2996-0110	行田警察署 048-553-0110
大宮東警察署 048-682-0110	狭山警察署 04-2953-0110	羽生警察署 048-562-0110
大宮西警察署 048-625-0110	西入間警察署 049-284-0110	加須警察署 0480-62-0110
蕨警察署 048-444-0110	飯能警察署 042-972-0110	岩槻警察署 048-757-0110
川口警察署 048-253-0110	東松山警察署 0493-25-0110	春日部警察署 048-734-0110
武南警察署 048-286-0110	小川警察署 0493-74-0110	越谷警察署 048-964-0110
朝霞警察署 048-465-0110	秩父警察署 0494-24-0110	久喜警察署 0480-24-0110
新座警察署 048-482-0110	小鹿野警察署 0494-75-0110	幸手警察署 0480-42-0110
草加警察署 048-943-0110	本庄警察署 0495-22-0110	杉戸警察署 0480-33-0110
上尾警察署 048-773-0110	児玉警察署 0495-72-0110	吉川警察署 048-958-0110
婦人相談センターDV相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	月～土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00	048-863-6060
県福祉事務所 (県内4か所)	月～金 8:30～17:15	※最寄りの福祉事務所へ (東部中央・西部・北部・秩父)

DV

DVから身を守るために

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」



埼玉県警察本部

DV とは?!

配偶者からの暴力をいいます。
配偶者には、**事実婚や元配偶者**
(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合) も含まれます。



◆身体的暴力…

殴る、蹴る、首を絞める など

◆精神的暴力…

暴言を吐く、脅迫する、物に当たる、無視する など

◆経済的暴力…

生活費を渡さない、仕事を無理矢理辞めさせ経済的に弱い立場に立たせる など

◆性的暴力…

望まない性行為を強要する、避妊に協力しない など

◆子どもを利用した暴力…

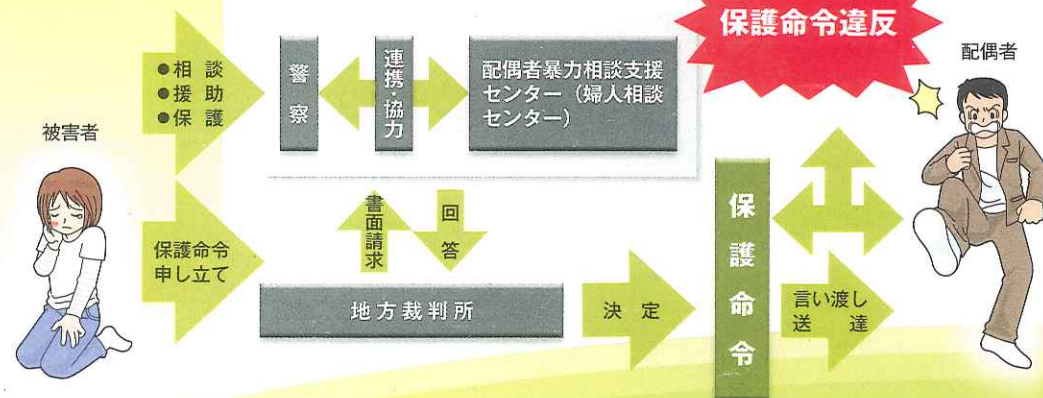
子どもを取り上げる、子どもに対し被害者が悪いと思わせる など



どんな DVがあるの?

DV被害にあって しまったら?

1年以下の懲役 または
100万円以下の罰金



保護命令について



保護命令って何?

DV被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のことです!

保護命令の対象となる暴力は?

身体的暴力、生命・身体に危害を加えること(『殺す』など)を告げて行う脅迫です!

※性的暴力、経済的暴力、精神的暴力(生命等に向けた脅迫を除く。)は対象となりません。

保護命令の種類



～接近禁止命令～

加害者に対し、被害者の身辺につきまどったり、被害者の住居・勤務先の付近をはいかいたりすることを6か月間禁止するものです。

※必要な場合は、被害者と同居する子ども(未成年者)及び親族等も対象となります!



～退去命令～

加害者に対し、被害者と同居していた家から2か月間出て行くことを命令するものです。家の付近をはいかいすることも禁止されています。

～電話等を禁止する命令～

被害者の申し立てにより、接近禁止命令と併せて、被害者に対する下記の8項目のつきまとい行為を禁止するものです。

- 1 面会の要求
- 2 行動の監視に関する事項を告げること等
- 3 著しく粗野・乱暴な言動
- 4 無言電話、連続の電話・ファックス・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
- 5 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファックス・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
- 6 汚物・動物の死体等の著しく不快または嫌悪の情を催させる物の送付等
- 7 名誉を害する事項を告げること等
- 8 性的羞恥心を害する事項を告げること等または性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

